

消費者ネットワーク

2017年8月10日

第242号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 浦郷由季

TEL : 03-5216-6024
FAX : 03-5216-6036



速報 「消費者契約法」見直しのための 報告書案がとりまとめられました

8月4日内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会において、「消費者契約法」見直しのための報告書案がとりまとめられ、消費者委員会へ答申されました。これを基に、早ければ来年の通常国会に改正案が提出されることになります。

平成13年に施行された消費者契約法ですが、インターネット取引等の情報通信技術の進展や高齢化等さまざまな社会環境の変化と、契約に関する裁判例や消費生活相談事例等が蓄積されてきたことなどを受けて、平成26年11月内閣総理大臣からの諮問を受け、法改正の検討がスタートしました。

ほぼ1年をかけた審議の後、平成28年5月「消費者契約法の一部を改正する法律」が成立し、平成29年6月3日施行されました。その際、今後の検討課題として残された、「勧誘」の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加、「平均的な損害の額」の立証責任、条項使用者不利の原則、不当条項等の追加等の論点については、平成28年9月専門調査会において審議が再開され、検討が重ねられました。調査会報告書では、デパート商法など不当な勧誘による取り消し規定等は追加されましたが、判断力の低下や不足につけこんだ契約の取り消し規定は、高齢者の消費者トラブルや民法における成年年齢引き下げ等への対応の必要性が高いにもかかわらず、事業者側の反対で合意が得られず規定は見送られました。



今後予定されるパブリックコメント募集に先立ち、全国消団連では学習会を開催します。消費者契約法改正は、消費者団体としての重要な課題であり、是非意見提出をご検討ください。

8月24日(木) 13:15～15:15 主婦会館プラザエフ5階会議室にて
講師：志部淳之介氏(弁護士、「消費者契約法の改正を実現する連絡会」事務局)

もくじ

速報：「消費者契約法」見直しのための報告書案がとりまとめられました	1
特集：消費者委員会の2年間を振り返る／コラム	2.3
「遺伝子組換え表示制度に関する学習会」を開催しました	4.5
地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援についての意見を提出しました	6
「NPO法人消費者スマイル基金」になりました	7
会員団体紹介	8
会員活動報告	9
海外の消費者情報(寄稿)	10.11
会員活動予定／コラム／編集後記	12

特集

消費者委員会の2年間を振り返る

消費者委員会は、独立した第三者機関として、主に以下の機能を果たすことを目的として、平成21年（2009年）9月1日に内閣府に設置されました。

※各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行います。

※内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議を実施します。

現在活動中の第4期消費者委員会も間もなく任期を迎えます。

そこで今回、関東の消費者団体から消費者委員に任命されているお二人に、消費者委員としての活動を振り返っていただきました。

全国地域婦人団体連絡協議会

長田 三紀さん

2015年9月より第4期消費者委員会委員をつとめました。3期から4期へは、委員も10名中、8名が交代ということで、大幅な変更がありました。そのこともあり、当初はまずそれぞれの委員が何に関心があるのか、何に取り組みたいのかというすりあわせから始まったという印象でした。そして、2年、特商法や消費者契約法の改正論議、消費者基本計画、公共料金、若年層への消費者教育、スマホゲームに関する消費者問題、健康食品の表示適正化、身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題等に取り組んでまいりました。



消費者委員会は、毎回、本会議で審議する前に、委員間打ち合わせで議論します。本会議での省庁等へのヒアリング前にも必ず委員間打ち合わせで先にヒアリングを行い、意見交換し、追加で資料の提出や追加説明を依頼することも度々あります。

本来、消費者委員会は他の審議会等と違って、委員が何か立場を背負って参加しているわけではありません。事業者代表、消費者代表というわけではないし、有識者委員も、消費者法等の専門家であるので、大きく意見が対立するということはあまりありません。結果的に、省庁から出席されるヒアリング対象者と厳しい意見交換ということになるわけですが、それも事前にかなり実施した後ということもあり、そういう意味では盛り上がりは少ない会議となってしまうことが多いように思います。

消費者委員会は独立した第三者機関として、消費者問題について自ら調査・審議し、意見表明を行うほか、総理大臣等からの諮問を受け審議する課題も多くあります。毎週1回開催される委員会の他、専門調査会への参加もあり、委員は多忙となります。常勤の立場での委員もいらっしゃいますが、それも他に大きな役割をお持ちの方々ですし、非常勤の我々は、組織での仕事との両立はなかなか大変です。消費者委員会が取り組む課題は大変広範囲で、多岐にわたります。委員をお引き受けした当初は、消費者団体の皆様と情報を共有し、多くの意見を反映させたいと思っていましたが、それだけの時間的余裕がないことが大きな悩みでした。

消費者委員会はやはり行政機関の一員であり、守秘義務もありますし、各省庁間での調整も必要です。それらの中で、たくさんの消費者の声をどうすれば活かすことができるのか、何か仕組みは作れないのか、一消費者団体の職員として、今後も考えていきたいと思っています。

(公社) 全国消費生活相談員協会
増田 悦子さん

消費者委員会委員をお引き受けして早くも2年がたってしまいました。消費者契約法・特定商取引法の改正、高齢者の被害の未然防止、若年層の消費者教育に尽力したい、これまでの消費生活相談員としての経験によるセンサーを駆使し、消費者の声を届けたい、と抱負を述べた記憶があります。果たして、それはできたのだろうか。当初の思いを実現できたとは言えず、今は反省しきりです。

私が特に取り組んだのは、特定商取引法改正、消費者契約法改正、地方消費者行政についての調査、身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題、成年年齢引下げ対応でした。



特定商取引法と消費者契約法は、日々、相談業務の中で駆使している法律です。消費者の権利を阻害している行為にも関わらず適用外となってしまうたり、使い勝手が悪く消費生活相談の現場では活用されていないなど、日ごろから法律改正の必要性を訴えてきました。その法律改正を検討する場に出られることは、重い責任を背負うと同時に大変嬉しいことでした。が、消費生活相談員としては当たり前の改正が、立場が異なれば、「自主規制で足りる、改正の前に取り締まりを強化することが先決である、改正することで事業活動を委縮させる」などの反論がありました。消費者はどう考え行動するか、消費生活相談員の立場からできるだけ客観的かつ具体的に伝える努力をしましたが、理解を得るためには困難を極めました。さらには、消費者関連の法律や制度を作る基礎的データであるPIO-NETに対し、信頼できない、法律改正の根拠となりえないという意見があったことは本当に遺憾でした。もしその意見が蔓延すれば消費生活相談、消費生活行政の根本を覆す大問題です。事業者、社会に対し、PIO-NETについて丁寧な説明を尽くす同時に、そのデータを作成している私たちすべての消費生活相談員が、その役割を認識し、相談の聴き取りからデータ作成等の消費生活相談技術の質の向上が不可欠であると、あらためて強く思った次第です。

消費者契約法は現在、第2次の改正のための議論が大詰めを迎えています。成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ報告書を踏まえた改正が求められていますが、なかなか意見の一致は見られず、熱い調査会が展開されています。

消費者委員会は、消費者に関するあらゆる問題について調査検討します。消費生活相談の専門家ではあるものの、知らない分野、新しい課題にも取り組む機会がありました。勉強させていただいた大変貴重な時間であったと感謝しております。

事務局コラム

消費者にもできること ～安全にバスを利用するために～

大学生ら乗客・乗員15人が死亡、26人が重軽傷を負った長野県軽井沢町のスキーツアーバス事故について、事業用自動車事故調査委員会は7月5日、運転手の運転ミスが原因とする調査報告書を公表しました。軽井沢の事故を受けて国土交通省が策定した「事業用自動車に係る総合的な安全対策の見直し」においては「行政・事業者・利用者が連携した安全トライアングルの構築」が施策を進める上で重要だというメッセージが示されています。着手された80以上の施策のうち、利用者がすぐできることがあります。まず、必ずシートベルトを装着することです。次に、高速路線バスやツアーバスのサイトやパンフレット上で、運行を担うバス会社名の表示が増えているので、利用したい便やツアーを運行するバス会社が、日本バス協会の「セーフティバス」の認定を受けているかどうか確認しましょう。全国4400社のうち現在768社が認定されていて、HPや車体のステッカーで確認できます。また、国土交通省がHPで公表している監査の結果を利用すると、そのバス会社が過去3年間の監査で、どのような理由でどのくらい重い行政処分を受けたのか、調べることができます。ツアー内容や料金だけで選ばず、安全情報も含めて、冷静に利用するかどうかの判断をしたいものです。

「遺伝子組換え表示制度に関する学習会」を開催しました

【日時】 7月24日(月)

14:00～16:00

【会場】 主婦会館プラザエフ 5階会議室

【参加者】 35名



【プログラム】

「遺伝子組換え食品の表示制度をめぐる情勢」		消費者庁食品表示企画課長	赤崎 暢彦さん
意見報告①	主婦連合会	河村 真紀子さん	
意見報告②	消費生活コンサルタント	森田 満樹さん	
意見報告③	食品産業センター企画調査部長	武石 徹さん	
質疑応答・意見交換			

○開催趣旨

遺伝子組換え表示制度については、2011年9月から2012年8月まで消費者庁主催で開催された「食品表示一元化検討会」において、積み残し課題となっています。そのため「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」が2017年4月から開催され、年度末を目途に取りまとめを行うとされています。

遺伝子組換え技術は導入から20年が経過し、遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術の向上やゲノム編集技術の進歩、遺伝子組換え農産物の作付面積の増加により流通の実態など大きく変化している可能性があります。

遺伝子組換え表示制度と組換え技術の現状を学び、どのような課題があり、どのような表示制度がふさわしいのかを考える場としました。

○概要(事務局による要約)

「遺伝子組換え食品の表示制度をめぐる情勢」 赤崎 暢彦さん

- 世界の遺伝子組換え農産物の栽培状況は年々増加しており、2015年は1億7970haとなっている。大豆(51%)とうもろこし(30%)綿実(13%)なたね(5%)の4品目が大半を占め、アメリカ・ブラジル・アルゼンチン・インド・カナダが作付面積の90%を占めている。日本では商業栽培されている遺伝子組み換え農産物はない。
- 日本は主に大豆・とうもろこしをアメリカから、なたねをカナダから、綿実をオーストラリアから輸入しており、それぞれ作付面積は90%以上が遺伝子組換えとなっている。
- 遺伝子組換え食品を輸入・販売するには、安全性審査を受ける必要があり、審査を受けていないものは、食品衛生法で禁止されている。また、品目ごとに食品安全委員会でリスク評価を行い、厚生労働省で安全性を確認したうえで流通が認められている。
- 遺伝子組換え食品の表示制度は、8農産物(大豆・とうもろこし・ばれいしょ・なたね・綿実・アルファルファ・てん菜・パパイヤ)とこれを原材料とする33加工食品群が義務表示の対象となっている。「遺伝子組換え」「遺伝子組換え不分別」は義務表示、「遺伝子組換えではない」は任意表示。
- 日本では、最終製品に組換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が検出できない品目(大豆油、しょうゆ等)については、義務表示の対象外としており、韓国、オーストラリア等も同様。EUはDNA等の検出の可否にかかわらず、表示義務がある。意図せざる混入率については、日本では5%、EUでは0.9%となっている。



※参考として、消費者意向調査の結果、EUにおける表示及び監視の状況調査を報告していただきました。

意見報告① 河村 真紀子さん

- 表示は消費者が商品・サービスを選択する際の最も重要な情報である。消費者の知る権利、選択の権利に応えるため、遺伝子組換え表示は必要。
- 現状は消費者にとって分かりやすい表示ではない。購入しようとするものが「遺伝子組換え」であるか否かをシンプルに判断できる表示制度を望む。「意図しない混入率 5%以下は表示義務なし」だが国際的に見ても高すぎる。混入率を引き下げるべき。
- わかりやすく誤認させない表示とするために、遺伝子組換えのものに「遺伝子組換え」と表示することが望まれる。従って「遺伝子組換えでない」という表示は必要ないと考える。
- 最終製品から DNA・たんぱく質が検出できなくても、書類確認等で裏付けは可能。トレーサビリティ制度の構築を求める。



意見報告② 森田 満樹さん

- 現状については、義務表示を見かけることはほとんどなく、「意図せざる混入率 5%」以下であれば、任意表示「遺伝子組換えでない」と表示できるため、誤認を招くことがある。
- 「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」の観点からすると、義務表示の拡大の検討が求められるが、実行可能性など「食品表示一元化検討会報告書」の基本的な考え方を踏まえるべき。正しい表示・検証可能な表示・誤認を招かない表示・分かりやすい表示が望ましい。
- これからの見直しに関しては、以下がポイントと考える。
 1. 対象品目は組換えられた DNA が検出できるものを原則とする。
 2. 意図せざる混入率についてはスタック品種の増加による検査コストも踏まえる必要がある。
 3. 「遺伝子組換えでない」と表示するための混入率について、消費者を誤認させない観点から、新たに検討してはどうか。
 4. 事業者ガイドラインを検討してはどうか。
 5. 容器包装以外の表示の代替方法としての情報提供の可能性を探る。
 6. 食品表示法の基本理念にある「消費者の自立の支援」のために消費者教育が必要。



意見報告③ 武石 徹さん

- 国内で流通している遺伝子組換え食品は食品安全委員会のリスク評価を踏まえ、厚生労働省、農林水産省が総合的に審査し、安全性に問題がないものが流通している。遺伝子組換え表示は「安全性」に関わる情報ではなく、「消費者の自主的かつ合理的な選択」に資する情報である。
- 企業のお客様相談では、遺伝子組換え表示に関するものは割合は低いものの、多くの消費者が遺伝子組換え食品に対して不安を持っているのも事実。不安解消のためにはリスクミなどの地道な取組が必要。
- 食品業界は中小事業者が多数（全体の 99%）を占めており、度重なる表示の変更は経営に打撃となる。遺伝子組換え表示の義務対象品目の拡大については、表示スペースが限られる中であって、安全性に関する表示を優先するという「食品表示一元化検討会報告書」の指摘を踏まえた慎重な議論が必要。



質疑応答・意見交換

◇最終製品で DNA・たんぱく質が検出できない食品の検証の可能性について ◇意図せざる混入率 5%を引き下げることにについて ◇対象品目をどうしていくか ◇日本と EU の制度の違いについて ◇消費者への周知、普及、啓発について ◇相次ぐ表示制度の改正で、ラベルの改廃など事業者も大変だが、消費者の理解も追いつかない等、様々な角度から意見交換が行われました。

「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援についての意見」を提出しました

地方消費者行政に対する国の支援策として、地方消費者行政推進交付金が措置されていますが、これは平成 29 年度までとされており、その後の地方消費者行政支援策は現時点で確定していません。しかし、消費者相談など消費者行政の体制充実や、消費者安全確保地域協議会（地域の見守りネットワーク）や消費者教育推進地域協議会の構築・充実に向けて、国の財政支援は不可欠であり、継続を求める必要があります。

平成 30 年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援の在り方等について、消費者庁では、「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」を開催し、7 月に報告書がまとめられました。

全国消団連では、消費者の安全・安心な暮らしの確保のために、引き続き地方消費者行政を充実・強化する必要があるとして、6 月 26 日に以下の 3 つの主旨で意見を内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、消費者庁長官、消費者委員会委員長、財務大臣に提出いたしました。

◆1. 地方消費者行政推進交付金の継続と適用対象の拡大を求めます

地方消費者行政推進交付金により地方自治体の消費者行政は前進してきましたが、自治体間で大きな格差があります。自治体自身が自主財源で消費者行政予算を確保することはまだ難しい状況にあり、国による財政措置が必要です。

平成 30 年度以降の新規事業も交付金の適用対象に含める等、制約の見直しと交付金を継続することを求めます。

◆2. 本来的には、消費者行政費用に対する国の恒久的な財政措置を求めます

地方自治体が受ける消費者相談は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて、国民全体に及ぶものであり、国の消費者行政につながっています。自治体の事務費用に対する国の恒久的な財政措置が必要です。

地方自治体と国の相互に影響する事務であって、全国的な水準を確保する必要がある事項については、地方財政法第 10 条（「国が、その経費の全部又は一部を負担する」とされている事務）の適用対象に加えて、その一定部分を国が持続的に財政負担する仕組みにすることを求めます。

◆3. 地方消費者行政職員の増員と資質向上の対策を求めます

経済や社会の複雑化、地域社会のつながりの弱体化、情報化社会や高齢化社会の進展を受け、消費者被害は減ることなく、解決困難な事案は多くなっている中、地方自治体の消費者行政が地域の関係団体と連携して見守りネットワークを推進したり、消費者教育を展開することなどの取り組みが重要となっています。

国は地方自治体の消費者行政担当職員の配置の目安を示したり、資質向上のための研修制度を強化するなどの施策を講じることを求めます。

（全文は全国消団連ホームページ掲載）



8 月 9 日開催の「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」の報告学習会の内容は、次月号に掲載します。

消費者被害のない社会、公正な市場づくりを目指して…

「NPO 法人 消費者スマイル基金」になりました!!

7月7日、消費者被害に苦しむ若者や高齢者を救うために消費者団体が行う「公益的活動」を支援する「NPO 法人消費者スマイル基金」が正式に発足しました。誰もが安心して暮らし続けていくことのできる社会の実現に向けて、全国消団連の会員団体の皆様はもちろんのこと、日本全国の消費者の皆さんにこの基金を知っていただき、消費者被害の防止・救済のための寄付をお願いいたします。

～これまでの消費者被害防止・救済のための取り組み～

長い間、消費者団体や有識者の皆さんが粘り強く運動し、活動に取り組んできた結果、2003年消費者契約法が制定され、2009年には消費者庁・消費者委員会ができるなど、環境整備が進みました。消費者被害に遭っても誰かに相談したり、裁判までは持ち込むことができずに泣き寝入りしていた多くの消費者のために、「消費者団体訴訟制度」による差止訴訟や、「改正消費者安全法」の施行による全国の消費生活相談窓口の充実など、制度整備が進みました。さらに、昨年10月「消費者裁判手続特例法」施行によって、特定適格消費者団体による消費者被害の救済にも道が開けました。今後、消費者被害の拡大防止と救済の活動にいっそう力を発揮し、消費者行政とも連携することが、消費者団体への社会的要請となっています。

～消費者スマイル基金はなぜ必要か～

「消費者団体訴訟制度」を活用できる団体は、国に認定を受けた「適格消費者団体」「特定適格消費者団体」だけであり、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの有識者の皆さんの献身的な活動で成り立っています。裁判や申し入れ活動など、広く消費者全体に影響を及ぼす公益的な活動を継続して行うため、以前からこうした団体への財政支援が求められています。「NPO 法人消費者スマイル基金」は、集まった寄付金をこれらの消費者団体へ助成することで消費者被害防止、救済活動を支援していきます。

支援方法《寄付のお願い》

消費者団体の活動を
直接支援します!

- ・いくらからでも結構です
- ・現金、または、銀行振り込みでお願いします
振込先：①銀行名 三菱東京UFJ銀行 麹町支店 普通 0266606
口座名 特定非営利活動法人消費者スマイル基金
②銀行名 ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキュー）店 当座 0587920
口座名 特定非営利活動法人消費者スマイル基金
- ・現在は税の減免特典は受けられませんが、2019年春の認定NPO取得をめざしています

支援方法《基金を支える会員》

基金の組織運営を
支えます!

- ・正会員（総会での議決権あり。団体会員は非営利団体のみ、原則として本基金の助成対象となる可能性のある団体は除く）
個人会費 1口 1,000円を3口以上
団体会費 1口 10,000円を1口以上
- ・賛助会員（総会での議決権なし。団体のみ）
非営利団体 1口 10,000円を1口以上
営利団体 1口 50,000円を1口以上

NPO 法人消費者スマイル基金 事務局（一般社団法人 全国消費者団体連絡会内）
〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
TEL：03-5216-7767 FAX：03-5216-6036
e-mail：consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp
HP：http://www.smile-fund.jp/

会員団体紹介

前橋市消費者団体連絡会

前橋市消費者団体連絡会は、前橋市民のくらしと健康を守るため 1975 年に当時の前橋市民生協（現コープぐんま）が中心になって設立されました。

会員は群馬中央医療生協、前橋民主商工会、新日本婦人の会前橋支部、群馬大学生協、借家借地人組合、コープぐんま、群馬県生協連の 7 団体と個人会員 2 人で構成されています。

年 1 回の総会で方針を決議し、月 1 回の幹事会において方針の具体化をはかっています。

2016 年度の活動として、5 月総会時の記念講演として福島原発事故損害賠償群馬裁判原告の丹治杉江氏のお話をおききました。行政とのつながりでは、前橋市交通政策課、前橋市保健所、前橋市消費生活センターとそれぞれ懇談会を持ち、マイバス・バス交通や食品衛生監視指導計画案へのパブリックコメント提出、消費者被害の状況と対応などについて意見交換を行い、市民の要望を伝えました。また、前橋市が主催する健康フェスタ in 前橋に出展し環境（エコバッグ作り）や消費者被害防止の啓発を行いました。12 月には群馬県消費者団体連絡会と合同で「国民生活センター相模原と JAXA 相模原キャンパス」の視察研修会を行いました。

今後も消費者行政強化、食の安全の確保、学習会などを通じた消費者への啓発などの活動をすすめていきます。



主婦連合会 (www.shufuren.net/)

主婦連合会は、しゃもじとエプロンをかけ大学帽をかぶったフクちゃんをシンボルに、来年 70 周年を迎えます。不当表示問題、物価問題、環境汚染問題などに声を上げてきました。また、JIS や ISO の原案作成などに関わり、消費者サイドからの意見を提案、特に脆弱な消費者が使用する事を想定し安全な設計などを求め続けています。ここ数年は事故調査のあり方について、消費者の立場から問題点を整理、海外の消費者団体と共に国際標準化を目指しています。

今年 7 月からは、NITE が行っている青山学院大学大学院理工学部の学生向け授業の一コマで、主婦連合会や消費者運動の歴史などの講義を行なっています。受講後の感想は、「クレーマーというイメージがあったが、消費者運動の利点が分かりイメージが変わった」等の感想がありました。

数年前から持続可能をテーマに取り組んでいる食品リサイクルサロン四ツ谷カフェ。今年度は 10 月 16 日(月)「世界食糧デー」に合わせて実施、「0 円キッチン」という映画も上映します。講師は、世界各国の「SDGs (持続可能な開発目標)」の情報共有を目的に、ニューヨークの国連本部で開催された会議で報告した獣医師の高橋巧一さんです。持続可能な社会を目指して、平和、憲法、環境・エネルギー、食の問題などに取り組んでいます。



● ● ● 会員団体からの活動報告 ● ● ●

山梨県消費者団体連絡協議会の活動を紹介します

「第 32 回山梨消費者のつどい」を開催しました

山梨県消団連が呼びかけた実行委員会による「第 32 回山梨消費者のつどい」を 7 月 1 日に開催し、110 名の参加がありました。記念講演は、弁護士の宇都宮健児さんの「憲法をくらしに活かそう!! ～憲法と私たちの生活～」でした。憲法施行 70 年、共謀罪、貧困と格差の問題、憲法を活かしたくらし、これからの市民運動の在り方など幅広い内容でした。宇都宮さんは「萎縮せずに声を上げていくことが大切。憲法改悪の動きはピンチではあるが、私たちに憲法の大切さを教えてくれている。憲法の精神を社会に定着させるチャンス。私たちは微力だけど無力ではない。つながれば大きな力になり社会を変えることができる。そのためにはイデオロギーを超えてつながることが大切。」と話されました。また、話題の築地市場移転問題等、東京都政についても触れ、地方自治の本来の役割である住民福祉の大切さについても強調しました。参加者からは「市民運動をすすめるために政治や選挙にもっと関心を持つべきだと感じた」等、多くの共感の感想がありました。



全国労働者共済生活協同組合連合会の活動を紹介します

ご案内資料を見直し「実利用者ユニバーサルデザイン認証」を取得しました

全労済は、利用者へのご案内資料（こくみん共済 契約更新のご案内）を見直し、このたび、特定非営利法人実利用者研究機構より「実利用者ユニバーサルデザイン認証」を取得しました。

実利用者ユニバーサルデザイン認証とは、製品・サービス等について、実際の利用者が使用する際の行動観察調査を行い、発見された課題に対して、分かりやすく社会的にも価値のあるものに改善された際に与えられる認証です。利用者の声などをもとにご案内資料を抜本的に見直し、さらに一般生活者モニターの実使用時における行動観察の結果を反映させるなど、改善を重ねた結果、認証取得にいたりました。

全労済は、引き続き、利用者の皆さまに全労済の商品などを正しくご理解いただくために、より分かりやすいツールの制作に取り組みます。

（参考：「（特非）実利用者研究機構」<http://jitsuken.com/>）



日本生活協同組合連合会の活動を紹介します

消費者活動学習会を開催しました

2017 年 7 月 20 日に消費者活動学習会を開催し、29 生協・1 団体、48 人が参加しました。

当日は①国民生活センターによる「成年年齢が引き下がった場合の影響についての学習」、②集团的消費者被害回復訴訟制度等に関する情報の共有として、特定適格消費者団体消費者機構日本による「消費者団体訴訟制度（被害回復）の経緯や制度概要の説明」、全国消団連による「消費者スマイル基金の説明」、③地域のネットワークと協力しながら取り組んでいる生協の活動事例として、茨城県生協連による「大学での消費者教育と消費者教育副読本の報告」、コープこうべによる「消費者被害防止の取り組みの報告」がありました。

参加者からは「若者の消費者被害の実態・傾向をあらためて知りました」「20 歳になる前の消費者教育の必要性をあらためて感じました」「おもしろく、楽しく、親しみやすく、消費者トラブルに関する知識をお知らせしていること、何より組合員活動で進めていることが素晴らしい」などの声が挙がっていました。



世界の消費者情報!!

寄稿

オーストラリアの消費者団体「CHOICE」を訪問しました

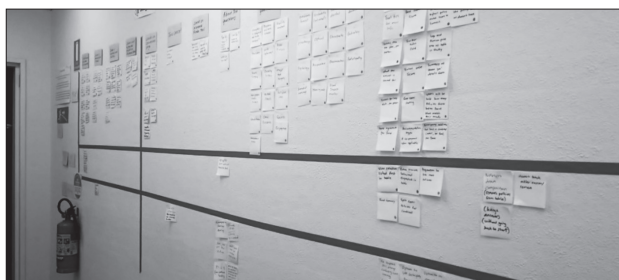
NPO法人親子消費者教育サポートセンター 加藤絵美さんが、単位価格表示のISOワーキンググループに出席するため、2017年6月末にオーストラリア・シドニーを訪問しました。その際に、現地の消費者団体「CHOICE」と意見交換を行ない、John Ashes氏 (Team leader, Support Service) と Ben McMullin氏 (Digital Campaigns Advisor) にCHOICEを案内していただきました。その様子を今号と次号でご紹介いただきます。

【CHOICE 概要】

CHOICE は 1959 年に設立されたオーストラリアの消費者団体で、設立翌年から「CHOICE」という名の消費者向け雑誌が刊行されました。発行部数は初年度 1 万部から 10 年後には 10 万部まで達しました。現在は、デジタル媒体での情報発信が進み、16 万人のメンバー（読者）を抱える大きな団体となりました。この団体は独立・公正であることをかけ、非党派（政治的独立）です。スタッフは総勢 140 名いて、皆が、それぞれの仕事に誇りをもって真剣に取り組んでいました。



エントランス



スタッフがアイデアを書き出した様子



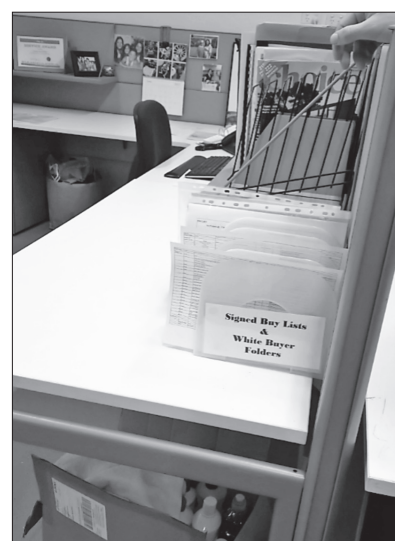
広くて明るいオフィス

【公開されている試験室】

CHOICE の最も大きな活動の一つに、商品テストがあります。商品テスト室は、事前申し込みをすれば一般の方々に公開されています。私が訪問した当日も、見学を終えた一般消費者が数名、「すごかったね」と感想を言いながら出てきました。

毎月多数の商品テストを実施し、その結果を雑誌やホームページで発表していますが、商品の選択方法やテストを実施する時期は、非常に細かく計画されていました。読者が知りたい情報をマーケティングの手法を用いて分析し、どの時期に発表すると消費者に喜ばれるか（＝雑誌が売れる・購読者登録が増える）、民間企業と同じような販売戦略が打ち立てられていることに驚きます。消費者に有益で質の良い情報を発信するには、当然資金が必要です。有料の情報を発信し活動資金を得る方法については、全国消団連の 60 周年記念シンポジウムに講演をしたアメリカの Consumer Reports 代表 Marta Tellado さんも同じことを仰っていました。

また商品テストの製品は、CHOICE がリスト化し、提携している複数の業者（バイヤー）に依頼し買い付けます。その業者が入手できなかった商品は、CHOICE が市場で購入してきます。そして商品テスト群は、市場の 80% を占めるよう計画的に試買します。



市場で購入する商品のリストが入っているフォルダ

【子ども用製品の試験室】

子ども用製品は通常の商品テスト以外に、①一般消費者が危険では無いかと指摘してきた商品、②政府機関 ACCC (Australian Competition & Consumer Commission) から依頼される商品を試験しています。また製品に起因する事故が発生した場合に、CHOICE としてメーカーに改善を促したり、ACCC に回収が必要であると勧告する活動もしています。試験室には、子ども用製品の試験専門官が常駐しています。写真 A はベビーシートの安全性試験を実施したものです。写真 B は、これまでに CHOICE がみた中で最も危険なベビーベッドだそうです。外観はおしゃれですが、柵は柔らかく大きくしなり、容易に外れてしまい、隙間に子どもの頭がはまってしまう事故が起る可能性が高いです。また写真 C は、組み立て式・段ボール製のベビーベッドですが、安価な一方で窒息、転倒の可能性があり危険度が非常に高いものです。



(写真 A)



(写真 B)



(写真 C)

【キッチン関連用品の試験室】

私が訪問した時は、フードプロセッサーの試験を実施していました。数十種類の製品が並べられ、性能試験以外にも扱いやすさ(カッターによる怪我が無いか、洗いやすさ等)もチェックしていました。

試験室には、多数の電源、ガスコンロ、IH コンロが設置されていて、キッチン用品の製品テストが効率的に行える設備が整っていました。

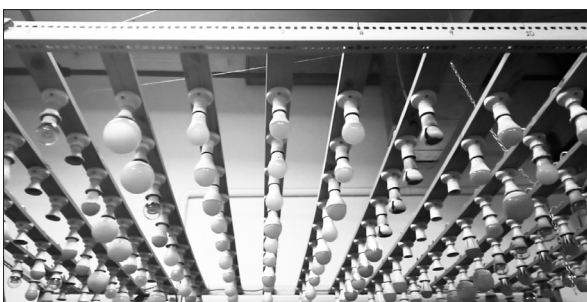


【デジタル製品の試験室】

デジタル製品は新製品が次々と発売されるため、スピードが勝負だそうです。写真 D 左側にある Windows の Surface は、発売前日から店の前に泊まり込み入手したそうで、購入から 2 週間以内に試験結果を発表します。オーストラリアの子どもは、学校で使用するパソコンを自身で購入します。(購入にあたっては学校推奨品などもあり。) そのため、子どもが使いやすいか、アプリケーションの設計や安全性への配慮なども試験項目に入っています。



(写真 D)



電球の試験風景



デジタル製品の試験官

(次号へ続く)

会員団体の活動予定 (8~10月)

*詳細は各団体にお問い合わせください。終了している企画が含まれる場合があります。

会員団体名	月 日	行事・活動
コンシューマーズ京都 (075-251-1001)	9月25日(月)	第10回烏丸二条連続講座「改憲のたくらみ～実現されたらどのような社会になるのか?」 会場：ヒロセビル会議室(京都市)
	9月28日(木)	第48回京都消費者大会「食品ロスと『しまつのこころ得』」 会場：ハートピア京都(京都市)
	10月3日(火)	京都消費者問題セミナー「適格消費者団体の10年」 会場：ハートピア京都(京都市)
	10月11日(水)	蛍光管フォーラム 会場：登録会館(京都市)
	10月14日(土)	奨学金制度を考えるセミナー 会場：コープ御所南会議室(京都市)
全大阪消費者団体連絡会 (06-6941-3745)	9月14日(木) 13:30～15:30	消費者の視点で「食の安全安心推進計画」をつくろう学習会① 「東京都の計画づくりに学び、大阪府の計画に活かしましょう」 講師：矢野 洋子さん(元東京都消費者団体連絡センター事務局長) 会場：大阪府社会福祉会館 402号室 主催：大阪コンシューマーズネットワーク
	10月3日(火) 10:00～12:00	消費者の視点で「食の安全安心推進計画」をつくろう学習会② 「ご存知ですか? HACCP」 講師：米虫 節夫さん(大阪市立大学客員教授) 会場：大阪府社会福祉会館 402号室
主婦連合会 (03-3265-8121)	9月28日(木) 18:30～20:00	全国消費者行政ウォッチねっと8周年記念集会 会場：主婦会館プラザエフ地下2階「クラルテ」
	10月4日(水)	産直市
	5日(木)	会場：主婦会館正面玄関前
全国労働者共済生活協同組合連合会 (03-3299-0161)	8月29日(火)	第125回通常総会

事務局コラム

「STOP! 迷惑メールの日」(7月10日)

全国消団連が参加している「迷惑メール対策推進協議会」に関連して「7月10日『STOP! 迷惑メールの日』創設記念式典」に出席しました。

15年前の7月10日、迷惑メール相談センターが開設したことにちなみ、迷惑メール対策の周知強化を進める日としたものです。

迷惑メールについては、これまでの広告メールとは異なる詐欺メール(架空請求メール、フィッシング詐欺メール、成りすましメールなど)が増加しており、メールを入り口に犯罪被害につながる恐れがあり、国民生活センターも注意を呼びかけています(2017年7月6日)。

迷惑メール相談センターでは、様々な啓発活動を行っており、冊子、リーフレット等を入手することもできます(<http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>)

次々と手口が変わり、なかなか減らない迷惑メールについて、今後も情報収集と現状の理解促進、そして対策を講じることが必要です。



編集後記

この4月に全国消団連へ異動してきましたが(5月号の編集後記にてご挨拶をさせていただいたばかりですが)、8月21日付けで日本生協連の関西地連に異動することになりました。全国消団連には8年ぶりの復帰となりましたが、一般社団法人に移行後の理事会を軸とした全国消団連の運営や消費者スマイル基金の設立総会など新たな取り組みに関わることができました。また、全国消費者大会の振り返りの会議やPLオンブズ会議、消費者政策や食品の安全をテーマとした学習会等に参加させていただき、短い時間ではありましたが、充実した仕事をさせていただきました。ありがとうございました。

今後も消費者政策課題など引き続き関わる分野もありますので、関西の生活協同組合との取り組みを進めたり、時間の都合がつけば、全国消団連の取り組みにも参加できればと思います。

皆様にはたいへんお世話になりました。厚く御礼申し上げます。皆様の益々のご健勝とご活躍を心よりお祈りいたしております。(北村 洋)